

議事日程(第3号)

平成28年12月19日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 平成28年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)(討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)  
(討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 平成28年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 平成28年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 平成28年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 平成28年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 平成28年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・採決)
- 日程第9 議案第9号 平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第10 議案第10号 平成28年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第11 議案第11号 周防大島町水道事業の設置等に関する条例の制定について(委員長報告・討論・採決)
- 日程第12 議案第12号 周防大島町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について(委員長報告・討論・採決)
- 日程第13 議案第13号 周防大島町水道事業給水条例の制定について(委員長報告・討論・採決)
- 日程第14 議案第14号 周防大島町水道事業行政財産使用料徴収条例の制定について(委員長

報告・討論・採決)

- 日程第15 同意第2号 周防大島町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第3号 周防大島町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第23号 平成28年度久賀・大島処理区（小松）管路施設整備工事第1工区の請負契約の締結について
- 日程第18 発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について
- 日程第19 議員派遣の件について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第2 議案第2号 平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第3 議案第3号 平成28年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第4 議案第4号 平成28年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第5 議案第5号 平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第6 議案第6号 平成28年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第7 議案第7号 平成28年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第8 議案第8号 平成28年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第9 議案第9号 平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第10 議案第10号 平成28年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第11 議案第11号 周防大島町水道事業の設置等に関する条例の制定について（委員長報告・討論・採決）

- 日程第12 議案第12号 周防大島町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について（委員長報告・討論・採決）
- 日程第13 議案第13号 周防大島町水道事業給水条例の制定について（委員長報告・討論・採決）
- 日程第14 議案第14号 周防大島町水道事業行政財産使用料徴収条例の制定について（委員長報告・討論・採決）
- 日程第15 同意第2号 周防大島町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第3号 周防大島町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第23号 平成28年度久賀・大島処理区（小松）管路施設整備工事第1工区の請負契約の締結について
- 日程第18 発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について
- 日程第19 議員派遣の件について

---

出席議員（14名）

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 尾元 武君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 小田 貞利君	14番 荒川 政義君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 福田 美則君                      議事課長 大川 博君  
書 記 岡本 義雄君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	椎木 巧君	副町長	……………	岡村 春雄君
教育長	……………	西川 敏之君	公営企業管理者	……………	石原 得博君
総務部長	……………	奈良元正昭君	産業建設部長	……………	池元 恭司君
健康福祉部長	……………	平田 勝宏君	環境生活部長	……………	佐々木義光君
久賀総合支所長	……………	松田 博君	大島総合支所長	……………	奥村 正博君
東和総合支所長	……………	中田 兼歳君	橘総合支所長	……………	青木 一郎君
会計管理者兼会計課長	……………			……………	木村 秀俊君
教育次長	……………	岡野 正徳君	公営企業局総務部長	……………	藤田 隆宏君
総務課長	……………	中村 満男君	財政課長	……………	重富 孝雄君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。12月16日の本会議に続き、お疲れさまです。これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 議案第1号

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

日程第9. 議案第9号

日程第10. 議案第10号

○議長（荒川 政義君） 日程第1、議案第1号平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）から、日程第10、議案第10号平成28年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）までの10議案を一括上程し、これを議題とします。

本会期初日に質疑は全て終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第1号討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 議案第2号周防大島町国民健康保険事業特別会計について、反対討論を行います。

歳入の中のその他一般会計分605万8,000円について異論があります。せっかく国が27年度から新しく低所得者対策としての公費負担を行っているにもかかわらず、本町では、決算時にその他繰入分を当初予算、またはその後の補正予算での議決額のうち、任意に必要な金額だけ繰り入れるという方法がとられているとのこと。

これでは、せっかく国の制度での上乘せがされても、実際にその制度が被保険者のところに届くことはなくなってしまいます。せっかくの制度を生かすためには、このその他分も含め、引き下げのための財源として、または剰余金として、決算に計上することが必要だと思います。

この問題は、一般会計の中でも議論を尽くし、賛否を決めるつもりでしたが、町長が私の発言時間のおよそ倍の時間を費やしてしまい、時間がなくなってしまいました。そういう態度への批判も含めて、この605万8,000円の減額に反対し、この議案に反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号平成28年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号平成28年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第5号平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第6号平成28年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号平成28年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号平成28年度周防大島町漁業集落排水事業特

別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第9号平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第10号平成28年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11. 議案第11号

日程第12. 議案第12号

日程第13. 議案第13号

日程第14. 議案第14号

○議長（荒川 政義君） 日程第11、議案第11号周防大島町水道事業の設置等に関する条例の制定についてから、日程第14、議案第14号周防大島町水道事業行政財産使用料徴収条例の制定についてまでの4議案を一括上程し、これを議題といたします。

12月7日の本会議において、建設環境常任委員会に付託いたしました付託案件について、建設環境常任委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、4議案について常任委員長の経過並びに結果の報告を求めます。平野建設環境常任委員長。

○建設環境常任委員長（平野 和生君） 建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、12月8日、委員全員出席のもと委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、執行部に説明を求め質疑を行い、十分なる審議の結果、議案第11号から議案第14号については、お手元に配布いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程における発言のうち、主なものについて申し上げます。

議案第11号周防大島町水道事業の設置等に関する条例の制定について、委員より、第5条及び第6条について5万円以上との規定があるが、5万円以上とした根拠と、第6条の負担付きの寄附とはどのようなものが想定されるのかとの質問に対し、第5条及び第6条にある5万円以上については、病院等事業の設置等に関する条例第6条、第7条にそれぞれ5万円以上とある条文との整合性をとったもの。第6条の負担付き寄附の行政実例として、図書館の建設を条件に敷地の寄附を受け、実際に図書館が建設できなかった場合は還付することを条件とした、寄附の設例などがあるとの答弁でした。

現在の滞納額は幾らあるのか。また、水道課を置くことで水道事業の職員定数を15人とするが、実際の職員数は何人体制になるのかとの質問に対し、滞納額は平成27年度末の合計で8,202万5,576円の滞納があり、延べ人数は865人であるとのこと。職員の定数については、水道関係の陣容は管理班が5人、水道班が6人、課長を含めて現在12名だが、将来的な増員も見込んで職員定数枠を15人と規定したとの答弁でした。

次に、議案第12号周防大島町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、給与の種類及び基準に関する内容は現行と変わるのかとの質問に対し、これまでと変更はないとの答弁でした。

次に、議案第13号周防大島町水道事業給水条例の制定について、水道事業に移行することによって、これまでの簡易水道事業と内容が変わるのかとの質問に対し、内容は現行の簡易水道事業と同じであるとの答弁でした。

次に、議案第14号周防大島町水道事業行政財産使用料徴収条例の制定について、第1条について地方自治法による2つの規定を掲げているが、もっと簡素に表現できないか。また、第2条において使用料は水道課が徴収するとあるが、管理者ではないのかとの質問に対し、第1条については地方自治法第238条の4第7項は使用の許可であり、第225条は徴収できるということで提起している。第2条については公営企業局使用料及び手数料徴収条例において公営企業局という表記があり、それに準じて水道課が徴収すると表記したとの答弁でした。

このほか委員より、公営企業局の企業会計の予算は赤字予算が組めないとし、業務の予定量を増やすことでマイナス予算にならないよう収支を調整した当初予算を組んでいるが、水道事業ではどのようになるのかとの質問に対し、基本的には今までと同じと考えている。現在は、現金ベースの収支は差し引きゼロということで、一般会計から差額分を繰り入れている。水道事業に

においては、現在のところ減価償却の積立分がなく、建設改良や施設の大規模修繕についての積立等の資金がないため、今後は、一般会計からの繰入金にかわる補助等により、事業の実施をしていきたいと考えているとの答弁でした。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

建設環境常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

建設環境常任委員長、お疲れさまでございました。

これから討論、採決に入ります。

議案第11号討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第11号周防大島町水道事業の設置等に関する条例の制定について、委員長報告は可決とするものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第12号周防大島町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、委員長報告は可決とするものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この条例案は、公営企業法への移行に伴う条例化であり、水道料

金の直接的な値上げ条例ではありませんので、その点ではむしろ反対せざるを得ないという表現で反対討論を行います。

本町の水道料金が、弥栄ダム水系の水道を購入しているほかの自治体と同様、県内で高いものになっているという現状を、このままにするべきではないという点からの反対であります。

そもそも弥栄ダムの水は、もともとは工業用水として計画され、工事が進められていた時に、岩国市や和木町、大竹などにある大企業が事業を縮小することになり、その水が必要なくなったために、水道飲料水として新たに計画し直され、工事が進められてきたものと聞いています。

その当時から、高い水になってしまいそうだという危惧が叫ばれていたにもかかわらず、有効な手立てもなく今日に至っているというのが実態ではないでしょうか。

町民にとっては、工事費が高くついたのだから仕方ない、我慢しろという性質のものではありません。何らかの対策を講じて、料金の引き下げのために努力することは必要不可欠です。どうにもならないと言われている責任水量制が、当面の高い水の根源のようにも感じています。

この条例の29条について、どうしても承服できないという理由で反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第13号周防大島町水道事業給水条例の制定について、委員長報告は可決とするものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第14号周防大島町水道事業行政財産使用料徴収条例の制定について、委員長報告は可決とするものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第15. 同意第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第15、同意第2号周防大島町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

提出者の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 同意第2号周防大島町監査委員（識見を有する者）でございますが、これの選任につきまして提案理由を申し上げます。

厳しい財政状況の中、より効率的で効果的な行財政運営を進めるため、本町の識見監査委員には、地方公共団体の財務管理並びに経営管理に関する豊富な専門知識と経験を有しておられる、西本克也氏が適任であると認められますので、引き続き、西本氏に監査委員をお願いしたいと存じます。

西本氏は、平成24年12月19日からの4年間、本町の識見監査委員を務められ、人格は高潔で優れた識見を有しておられます。

よって、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の御同意をお願いするものであります。

任期は選任後の4年間であります。

西本氏の経歴につきましては、資料を添付いたしておりますので、これを御参考の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、これより起立による採決を行います。同意第2号周防大島町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

### 日程第16. 同意第3号

○議長（荒川 政義君） 日程第16、同意第3号周防大島町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについてを上程します。これを議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、尾元武議員の退場を求めます。

[尾元武議員退場]

○議長（荒川 政義君） 提出者の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 同意第3号周防大島町監査委員（議会選出）の選任につきまして、提案理由を申し上げます。

議員のうちから選任した監査委員の任期満了に伴いまして、新たに尾元武氏を選任したいと存じます。

尾元氏は、議会議員の経験も豊富で、行財政の管理運営にも精通されており、事業の経営管理に関する専門知識と、議会選出の監査委員も務めておられた経歴を有しておられます。

人格等につきましては、改めて申し上げるまでもなく、皆さん御承知のこととは存じますが、高潔、公正で本町の監査委員に適任であると考えており、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の御同意をお願いするものでございます。

任期は議員の任期によるとされております。

何とぞ、議員各位の御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思えます。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、これより起立による採決を行います。同意第3号周防大島町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

尾元議員の入場を許します。

[尾元武議員入場]

○議長（荒川 政義君） ただいま同意されました尾元議員より挨拶をお願いいたします。

○議員（9番 尾元 武君） ただいま皆様より御同意いただきました尾元でございます。

実に、監査という役は大役でございます。私自身まだまだ、これまで議会議員として経験は積んでおります中にも、監査としての知識等々、才覚奇才の中にも未熟でございます。しっかりと、また、代表監査ともども自治体の運営及び、また、財務会計上の管理等々、財政の運用にあたりましても、しっかりと適正に、かつまた、厳格に望む次第でございます。

誠実に取り組んで参りますので、また、皆さまの御理解と御協力よろしくをお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） ありがとうございます。

---

日程第17. 議案第23号

○議長（荒川 政義君） 日程第17、議案第23号平成28年度久賀・大島処理区（小松）管路施設整備工事第1工区の請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第23号平成28年度久賀・大島処理区（小松）管路施設整備工事第1工区の請負契約の締結につきまして、提案理由を申し上げます。

本案は、去る12月1日に、12社による指名競争入札の結果、周防大島町大字森890番地の有限会社木村建設が9,638万5,310円で落札いたしました。その落札価格に消費税及び地方消費税の771万824円を加えた、1億409万6,134円で請負契約を締結しようとするものでございます。

工事概要につきましては、参考資料にお示ししているとおり、ホテル大観荘入り口付近から大島歴史民俗資料館入り口付近までの管路延長364.7メートルで、そのうち立抗工6カ所9.8メートルを含む推進工292.8メートル及び開削工71.9メートルについて、下水道管の布設を施工予定とするものでございます。

なお、参考までに工期は、契約の日の翌日から平成29年3月31日までを予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 4番。この予定価格についてですが、この予定価格はどのタイミングで公表されているのでしょうか。契約の前なのか、後なのか。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 入札の執行後でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 確か、以前は執行前に公表していた時期があったと思うんですが、執行後に変えたというのはどうゆう理由があるのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） いろんなさまざまな理由がございますけれども、まず一番、県のほうがそういった事後公表という取り扱いに変えたということ。それから、いろんな、ほかにはく

じ引きが多数あったとかいろんな理由があるんですが、基本的には、県の取り扱いに準じて行っておるということでございます。

国も同様の扱いとなっております。

○議長（荒川 政義君） 新山議員。

○議員（10番 新山 玄雄君） 資料は配布されておるんですか。（「議案綴り」と呼ぶ者あり）はい、失礼しました。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑は。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 濟いません。この入札経緯、入札結果という資料を見ると、評価値ということが書いてありますので、総合評価落札方式と言うんですか。それで決定されているというふうに思いますが、この総合評価方式は価格の競争だけでなく、工事の品質というものも含めて、点数化して評価しようというもので、この1位の4業者が1.14125という点数で同点となったから、くじ引きで決定されているということで、周防大島町の場合は予定価格が3,000万円以上の工事について、特別簡易型総合評価落札方式というものが導入されているというふうに認識しておりますが、この総合評価落札方式で、本町の場合は技術力として同種工事の実績とか、工事成績評定点の平均点とか、ISO取得。それから、技術者の配置状況とか本社の位置などで、10点という品質に関する配点があって、あとの100点は価格についての配点ということで、合計110点に対して高い得点を得て、それで入札価格で割り戻したものが、この1.14125になっているという認識でおりますけど、この配点の10点というのが価格競争でない、品質に関する評価ということになると思いますが、この10点を1点当たり換算しますと、この工事の場合は90万円ぐらいに相当するわけなんですけど、これだけの重みを持っている点数を採点するにあたって、今、本町ではどういうプロセスというんですか、誰がどのような方法でこの採点をしているのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） この評価について誰がやっているのかという御質問だろうかと思いますが、まずこの採点につきましては、担当課のほうでそういう基準に応じてきちっと点数をつけておりまして、最終的な決定について指名審査会に諮って決定をするということでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 担当課と指名審査会ということは、役所内で全部評価しているということだと思んですが、この議案の資料にもそういった経緯が全く示されていないので、あえて申し上げているわけなんですけど、やはり仕組みとして公平、中立、公正性というものを担保するためにも、ひとつ外部の目というんですか、議会にそれが示されればよいとは思いますが、3,000万円以上ということなんで、それは一致しないと思いますから、そのプロセスの中に

ひとつ外部の評価プロセスというのが入る、入れるということも検討されてもいいんじゃないかなと思いますけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） この評価点につきましては、一定の基準において、先ほど議員さん、御紹介のあったとおり、例えばですが同種工事の施工実績とか、それから工事評点の平均点、あるいはISOの取得状況等々でございますので、これはもうそれに応じた評価点となっておりますので、外部の方が入られても、結果、要するに一定の基準に応じた点数の採点でございますので、これについて外部の評価ということは必要ないというふうに、私どもは判断をしております。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。はい、田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 変わらないかもしれませんが、プロセスとして外部が入るのが必要なこともあるんじゃないかなという意味で申し上げたんですけど。何かあれば。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） この総合評価方式の評価の中身のことだろうと思いますが、主観的な判断は全く入る余地がなくて、客観的なもので判断してるわけでございますので、例えばその客観的な数値をどこかで評価が違うんではないかというようなことは全く起こらない手法でございますので、第三者的な外部の方々を入れて、その評価を一緒にやっていただくという必要があることが起これば、それは考えてもよろしいと思うんですが、今の現段階では、全く客観的な数値だけを求めて評価をしておるわけでございますので、特に第三者機関にその評価を一緒にやっていただくということは、必要を認めていないということでございます。

要するに、これは、私ども周防大島町だけがやっているとということではなくて、先ほど、総務部長も申し上げましたが、国も県も同じような評価の方法をとっておるわけでございますので、評価の内容につきましては、国と県と町とは若干違うというふうな部分もありますが、そういうことでございますので、特にそういう恣意的なことは起こらないというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第23号平成28年度久賀・大島処理区（小松）管路施設整備工事第1工区の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18、発議第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第18、発議第1号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを上程し、これを議題とします。

趣旨説明を求めます。新山玄雄議員。

○議員（10番 新山 玄雄君） 本日提案いたしました発議第1号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書につきまして、趣旨説明を申し上げます。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化しているところであります。

昨年行われました統一地方選挙においては、全国928ある町村のうち、およそ4割にあたる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上にあたる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況でございました。

御承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については、加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。

住民の代表として、議会がこれまで以上に町づくりにしっかり関わっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。

そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにするすることで、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えておりますので、意見書を提出しようとするものです。

このたびの提案は、久保議員、松井議員、平野議員の賛同をいただき提出するものであります。

なお、提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣宛てとしております。

議員各位におかれましては、意見書の提出につきまして御理解をいただき、御賛同をいただきますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

新山議員、御苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより挙手による採決を行います。発議第1号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について、原案のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり採択されました。

本件について、議会の意思として関係機関に上申いたします。

---

#### 日程第19. 議員派遣の件について

○議長（荒川 政義君） 日程第19、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり議員を派遣いたしたいと思います。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣の内容に、今後、変更を要する時は、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め決定しました。

---

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成28年第4回定例会を閉会いたします。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。一同、礼。

午前10時11分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 吉村 忍

署名議員 砂田 雅一